

東京都ボクシング連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この連盟は、東京都ボクシング連盟という。

第 2 条 この連盟の事務所を、東京都港区赤坂 3 丁目 1 3 番地号 1 3
赤坂中村ビル 8 F におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この連盟は、東京都におけるアマチュアボクシングを統括し、
代表する団体として、アマチュアボクシングの普及および振興を計り、都
民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アマチュアボクシングに関する調査研究。
- (2) 講習会の開催および競技力の向上に関する事業。
- (3) 東京都における各種アマチュアボクシング大会の開催。
- (4) その他、この連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 この連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 理事会においてこの連盟への加盟を認められた所属団体の
アマチュア資格のある代表者、所属団体が推薦し、総会に

において承認された者で（評議員という）及びアマチュアボクシングに関する学識経験者であり、いずれも理事会で推薦し総会で承認を受けた者であって日本ボクシング連盟に登録した者。

- (2) 普通会員 加盟団体の選手で日本ボクシング連盟に登録した者。
- (3) 賛助会員 当連盟の目的に賛同し実施する事業を経済的に支援する個人または法人で、いずれも常任理事会が承認した者。
- (4) 名誉会員 この連盟にとくに功労のあった者で、総会の議決を経て推薦された者。
- (5) 顧問 顧問は会長が理事会の推薦を受けて委嘱する。

（入 会）

第 6 条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となる。

（会 費）

第 7 条 この連盟の年会費は、つぎのとおりとする。

正会員	5,000円
普通会員	2,000円
賛助会員（個人）	1口5,000円 2口以上
（法人）	1口10,000円 2口以上
加盟団体維持金	15,000円

（資格喪失）

第 8 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始もしくは保佐開始の審判を受け、または破産の宣告をうけたとき。

- (3) 死亡もしくは失踪宣告をうけ、または正会員である所属の単
位団体が解散したとき。但し、後者が5条（1）後段により学識経験者
として速やかに理事会の推薦及び総会の承認を受けた時は資格を回復
する。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第 9 条 会員が退会しようとするときは、事由を付して退会届を会長に提出
しなければならない。

（除 名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこ
れを除名することができる。

- (1) この連盟の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行
為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員および職員

（役 員）

第 11 条 この連盟には、次の役員をおく。

- (1) 理 事 30名以上50名以内（うち会長1名、副会長3名以内、
理事長1名、副理事長3名以内とする。）
- (2) 監事 若干名

（役員を選任）

第 12 条 理事および監事は総会でこれを選任し、理事は互選で会長、副会長
理事長、副理事長、及び常任理事を定める。

（理事の職務）

第 13 条 会長はこの連盟を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けた

ときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

3 理事長及び副理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この連盟の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、この連盟の業務を議決し執行する。

5 常任理事は、会長・副会長・理事長・副理事長・会計理事・各専門委員会委員長その他会長が理事より指名する者とし、常任理事会を構成する。

常任理事会は、理事会を開催するに至らない日常業務を計画・遂行する。

その活動内容は理事会に報告し承認を得る。

(監事の職務)

第14条 監事は経理を監査し、決算の内容を理事会・総会に報告する。

(役員任期)

第15条 この連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(職員)

第17条 この連盟の事務を処理するため、必要な職員をおく事ができる。

2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

（理事会の招集等）

- 第18条 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
- 2 理事会の議長は、会長とする。但し会長は理事長に議長を委嘱することができる。

（理事会の定足数等）

- 第19条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ委任状を提出した者は出席とみなす。
- 2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の招集）

- 第20条 通常総会は、毎年4月～5月に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
 - 3 前項のほか、正会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の開催を請求されたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

（総会の議長）

- 第21条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選できめる。但し会長は理事長に総会の議長を委嘱することができる。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1)事業計画および収支予算についての事項
- (2)事業報告および収支決算についての事項
- (3)財産目録についての事項
- (4)その他この連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第23条 総会の定足数は、正会員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。但しあらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第24条 総会の議事の要領および議決した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第25条 すべての会議には、議事録を作成し、議長が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第26条 この連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第27条 この連盟の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるもので構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第28条 この連盟の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経た上で、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第30条 この連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第31条 この連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長又は会長の委嘱により理事長が編成し、理事会および総会の議決を経なければならない。

(収支決算)

第32条 この法人の収支決算は、会計理事が作成し、財産目録、事業報告書に

ついて監事、理事会および総会の承認を受けなければならない。

- 2 この連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(会計年度)

第33条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第34条 この連盟は連盟の活動に必要な限度で総務委員会、審判委員会、強化委員会、医事委員会その他の委員会を設ける。

第8章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第35条 この定款を変更しようとするときは、理事会および総会において各々現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

但し、第7条(会費)に関しては、理事会および総会において各々現在数の3分の2の議決により変更出来るものとする。

(解散)

第36条 この連盟の解散は、理事会および総会において、各々の現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

附則

制定 平成19年4月30日

改訂 平成23年4月29日

改訂 平成25年4月29日